

平成 27年度 赤穂市立保育所給食に係るモニタリング事業について

1. 趣旨

保育所入所児童の食の安全・安心を確保するため、赤穂市立学校給食センターの学校給食モニタリング事業と同様に、赤穂市立保育所給食の放射性物質検査を行う。

2. 検査の実施方法等

(1) 検査方法

- ①各保育所で提供した1週間分の給食を検査機関に依頼してゲルマニウム半導体検出器を用いて検査を行う。
- ②1週間分(6日分、おやつも含む)を1保育所1検体として検査する。
- ③測定項目は放射性セシウム134および137とする。
- ④検出下限値は、各1ベクレル/kgとする。(下限値未満は「不検出」として表示)
- ⑤基準値は、50ベクレル/kg(一般食品の基準値の1/2)とする。

(2) 検査期間 年間3回

第1回 平成27年6月22日(月)～6月27日(土)

第2回 平成27年10月19日(月)～10月24日(土)

第3回 平成28年2月22日(月)～2月27日(土)

各検査期間の翌週月曜日に検査機関に送付する。

(いずれも学校給食センターと同じ日程)

(3) 検査委託先

一般社団法人 全日検理化学分析センター

3. 検査結果の報告と周知

検査結果については、市ホームページへの掲載と、保護者への文書による検査結果の報告を行う。